

徳島県鳴門わかめ認証制度とは


『徳島県鳴門わかめ認証制度』は「適正な食品表示」と「トレーサビリティ（加工履歴管理）」を備えた加工業者を徳島県が認定し、認証シールを発行することにより、安全・安心な「鳴門わかめ」を求める消費者の信頼に応えるための制度です。

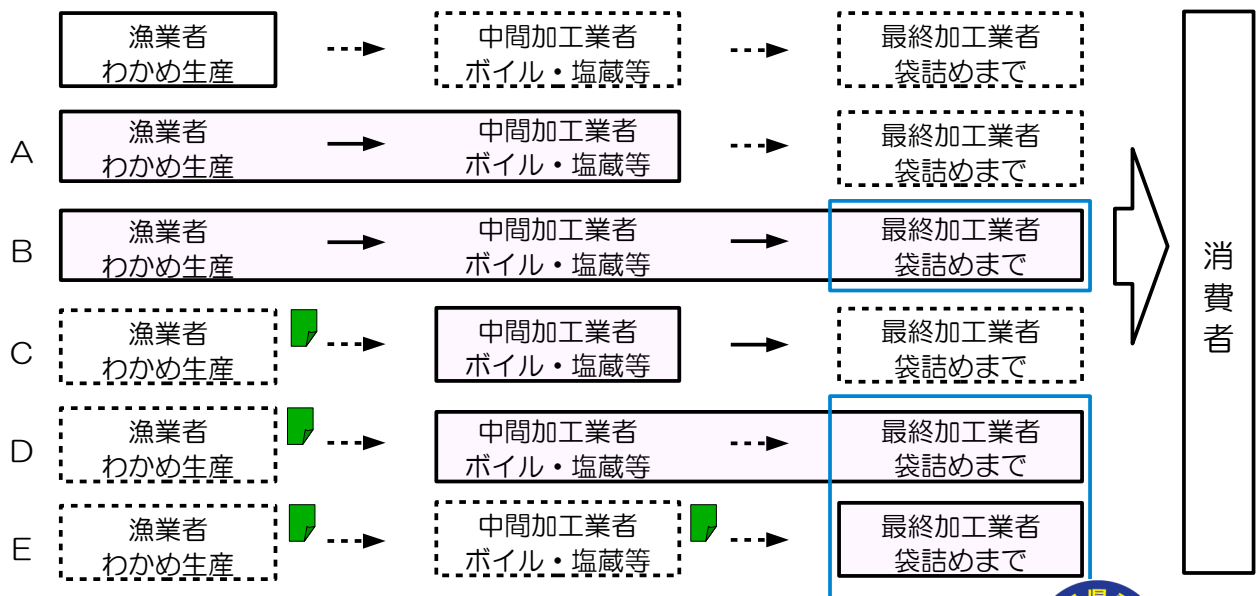
認定申請の後、県による書類審査及び現地調査が実施され、認定を受けた加工業者は、製造する県産鳴門わかめ製品に、「鳴門わかめ認証シール」を貼付することができます。
 ※「県産鳴門わかめ」とは、本県と香川県との県境から鳴門海峡までの播磨灘沿岸及び鳴門海峡から蒲生田岬までの紀伊水道沿岸で収穫され、県内に水揚げされたわかめ

1. 認定対象となる加工業者

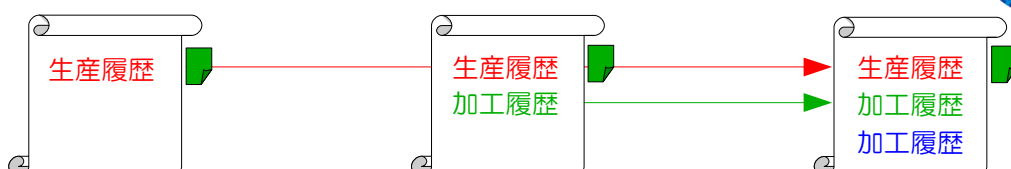
認定を受けるためには、次のすべての要件が必要となります。

- ① 「徳島県食品表示の適正化等に関する条例」に基づき特定食品製造業（水産加工業）の届出を行っている事業者であること
- ② 徳島県内の施設で加工をしている事業者であること
- ③ 県産鳴門わかめを原料に加工を行っている事業者であること
- ④ 原料のすべてのわかめ（外国産等も含む）について、入荷から製品出荷までの加工履歴を管理している事業者（簡易加工された県産鳴門わかめを仕入れて加工する場合には、全ての加工業者の加工履歴を仕入れ先から引き継いでおくこと）であること

※ 県産鳴門わかめについては、漁協が発行した鳴門わかめ「原料原産地生産者証明書」を仕入れ先から引き継いでおくこと ：鳴門わかめ原料原産地生産者証明書



わかめとともに、「証明書」、「加工履歴」を引継ぎ



2. 認定を受けるには

(1) 書類審査

毎年5、11月に認定申請の受付

必要な書類

- ① 認定申請書
- ② 県条例に基づく、特定食品製造業（水産加工業）の届出の写し
- ③ 過去1年間に仕入れたわかめの取扱いが分かる書類（形態、産地別）
- ④ 上記のうち、県産鳴門わかめについては、鳴門わかめ「原料原産地生産者証明書」の写し
- ⑤ 加工履歴管理が分かる書類（日報等の写し、引き継いだ加工履歴の写し）
- ⑥ 今後1年間に仕入れる予定のわかめの取扱いが分かる書類（形態、産地別）
- ⑦ 鳴門わかめ認証シールの貼付計画書
- ⑧ 認証シール貼付予定商品のパッケージ
- ⑨ その他必要な書類（自社の製品の加工工程が分かる体系図 等）

(2) 県「食品表示Gメン」による現地調査

調査項目

- ① 原料わかめの仕入れにかかる書類（伝票、証明書、帳簿等）
- ② 加工工程にかかる作業場、書類（加工履歴管理、ロット管理、書類引継ぎ等）
- ③ 販売記録・管理体制に関する書類

(3) 認定審査委員会（外部委員）による審査、決定

3. 認証シールの貼付

認定を受けた事業者は、「**県産鳴門わかめ**」のみを使用し、適正な食品表示が行われている商品に、認証シールを貼ることができます。

※シールは1枚1円で、「徳島県鳴門わかめ協議会」（鳴門商工会議所内）から購入

4. 認定事業者への監視・指導

(1) 認定事業者は、毎年11月末までに、次年の生産計画書を提出しなければなりません。

- ① 今後1年間に仕入れる予定のわかめの取扱いが分かる書類（形態、産地別）
- ② 鳴門わかめ認証シールの貼付計画書
- ③ 認証シール貼付予定商品のパッケージ

(2) 認定事業者は、毎年12月25日までに実績報告書を提出し、食品表示Gメンによる現地調査を受けなければなりません。

- ① 過去1年間に仕入れたわかめの取扱いが分かる書類（形態、産地別）
- ② 上記のうち、県産鳴門わかめについては、「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書の写し
- ③ 加工履歴管理が分かる書類（日報等の写し、引き継いだ加工履歴の写し）
- ④ その他必要な書類（自社の製品の加工工程が分かる体系図 等）

5. 現在の認定加工業者

16事業者（うち4事業者が漁業者）

過去に2事業者が辞退（理由は、加工履歴管理が困難になり、認定基準の維持が難しいと判断したため）。

事業社名	住所
有限会社 うずしお食品	鳴門市
徳島県漁業協同組合連合会	徳島市
株式会社 貴彩	鳴門市
八百秀商事 株式会社	徳島市
有限会社 ヤマハチ八幡商店	鳴門市
株式会社 愛晃	藍住町
福池 勝弘	鳴門市
バン 株式会社	徳島市
鳴門わかめ 有限会社	鳴門市
有限会社 東海産	徳島市
株式会社 阿波市場	徳島市
笹 豊晴	徳島市
有限会社 糸びすや	徳島市
有限会社 八百秀海産	徳島市
喜多谷 達	鳴門市
廣井 繁	鳴門市

鳴門市：7 徳島市：8 藍住町：1

生産兼加工業者： 4

加工専門業者：12